

グリーン調達基準

マルホ発條工業株式会社

初版 2021年5月1日

はじめに . . . お取引先の皆様へ . . .

「地球環境問題は人類共通の重要課題」との認識が高まる中で、二酸化炭素などの排出抑制による地球温暖化の防止、電力消費量の削減、廃棄物の削減とリサイクルによる循環型経済社会の構築、化学物質の管理による環境汚染防止など、より一層環境に寄り添った事業活動が求められています。

弊社は2001年のISO14001認証取得などにより、環境保全活動を展開してまいりましたが、社会の環境意識の高まりに合わせ、これらの活動をさらに推進してまいります。そのためには、お取引先様との連携によって環境保全活動を強化するとともに、環境負荷の少ない部材の調達によって環境負荷低減を図っていく必要がございます。

このような背景から、弊社では「グリーン調達基準」を作成し、より一層環境に優しい製品や環境を重視した事業活動を、お取引先様とともに進めてまいりたいと考えます。

「グリーン調達基準」に基づく調達を推進していくためには、お取引先様のご協力が必要不可欠となります。お取引先様の皆様におかれましては、地球環境問題の重要性をご理解いただき、弊社の環境保全活動にご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021年5月1日

品質保証グループ

グループマネージャー 村田 昭広

1. 目的

この基準は、マルホ発條工業株式会社(以下、マルホ発條工業という)に納入していただく、製品・原材料等に含有される化学物質について、RoHS 指令や REACH 規則等における禁止物質または管理物質を明確にし、社内及び製品・原材料等のお取引先様に周知徹底をすることによって、環境負荷物質の低減を実現した製品・原材料等を調達することを目的としています。

また、マルホ発條工業は事業活動を推進する上において、企業における環境関連法令を順守し、お取引先様に対しましても順守されることを強く求めます。

2. 適用範囲

2.1 マルホ発條工業に納入していただく製品を構成する資材(部品、原材料、副資材)。

2.2 製造工程中で、製品に直接接触するもの、あるいは洗浄等で使用するもの。

3. 用語及び定義

本基準に関する用語の定義は下記に示すとおりとします。

3.1 部品

完成品に至るまでの機械・器具類の組立ての一部として使うもの。

3.2 製品

依頼図面に基づいて完成した品物。

3.3 原材料

製品のもととなる母材。

3.4 副資材

製造から出荷に至るまでの工程で使用する、原材料(表面処理を含む)を除くもの。

3.5 化学物質

任意の製造過程において得られる元素の集合体及びその化合物。

3.6 環境負荷物質

製品・原材料等に含有される物質、またはそれらの製造時に使用される物質のうち、人体または地球環境に影響を与える物質。

3.7 禁止物質

製品への含有を禁止または制限される物質。

3.8 管理物質

製品への含有を禁止または制限はしないが、基準値を超えて含有する場合、報告が必要となる物質。

3.9 含有

製品を構成する部品・原材料に添加、充填、混入または付着すること。

3.10 基準値

部品もしくは材料に含まれる物質の含有濃度の最大許容値。部品中に複数の素材(材料)が含まれる複合部品の場合、含有濃度は部品全体を分母とした値ではなく、対象物質を含有している均質材料における濃度とします。

3.11 均質材料

全体的に均一な組成を持つ単一材料または複数の材料の組み合わせからなる材料で、ねじの取り外し、切断、破砕、研削、研磨などの機械的手段により異なる材料に解体または分離できないもの。

3.12 SDS

Safety Data Sheet の略。安全データシートのこと。

3.13 ICP 分析データ

ICP 発光分光分析装置による測定データのこと。

3.14 RoHS 指令

欧州連合(EU)に上市する電子・電気機器における特定有害物質の使用を制限する指令。

3.15 REACH 規則

欧州連合(EU)における化学品の登録・評価・認可及び制限に関する規則。

4. 環境関連法令の順守

下記に例示する環境負荷物質に関する法令及び事業活動に関わる環境関連法令を順守すること。

4.1 環境負荷物質に関わる法令

例)RoHS 指令、REACH 規則等

4.2 事業活動に関わる環境関連法令

例)大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、廃棄物処理法、騒音規制法、振動規制法、労働安全衛生法、都道府県指定の条例等

5. 納入品に含有される化学物質管理

5.1 管理対象項目

(1)原材料、外装処理・・・金属材料、樹脂材料、表面処理等

(2)油脂・・・・・・・・・・機械油、潤滑油、防錆油、洗浄油、スプレー等

(3)副資材・・・・・・・・・・段ボール、PE 袋、緩衝材、トレー、粘着テープ等

5.2 環境負荷物質管理基準

マルホ発條工業(株)環境負荷物質基準表に準ずる。(付表 1)

6. 環境負荷物質に関する情報の提供

6.1 納入品に関する情報の提供

マルホ発條工業へ納入された製品・原材料等に関して、マルホ発條工業が環境負荷物質の含有情報を求めた場合、速やかに情報のご提供をお願いします。

6.1.1 主な調査内容

- (1) 新規納入品、既存納入品における SDS、ICP 分析データ等の提出。
- (2) 新規納入品、既存納入品における RoHS 指令、REACH 規則等の対象化学物質含有調査の回答。

6.2 材料、製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合

納入品に関して、材料、製法を変更する場合において、含有化学物質の変更が生じた際は、速やかにその旨連絡をお願いします。また、化学物質の含有情報において、新たな含有情報が判明した場合も連絡をお願いします。

7. 環境に関する体制監査

7.1 本基準に関する内容の管理体制を確認するために、お取引先様に対して現地確認を実施することがあります。その際にご協力をお願いします。

体制監査は品質保証グループ及び購買グループが行います。

7.2 上記 7.1 で要請があった場合は、事前に EMS 監査チェックシートをお取引先様に送付し、回収した結果に基づいて体制監査を実施します。

8. お問い合わせ先

本基準の内容に関するお問い合わせについては、下記宛てにご連絡ください。

〒621-0015

京都府亀岡市吉川町吉田岩の上 12-1

マルホ発條工業株式会社 ばね事業部 購買グループ

TEL : 0771-22-5550

FAX : 0771-55-9911

付則

本基準は、2021年5月1日に施行する。

付表1

マルホ発條工業(株)環境負荷物質基準表

★材料・外装

種別	対応基準	非含有物質	基準値	エビデンス	備考
金属材料	RoHS指令	カドミウム	100ppm未満	ICPデータ、非含有証明書、 不使用証明書	①ICPデータ取得時は認定検査機関の データとする。 ②自社でデータ取得する以外は、 材料メーカーのデータ取得とする。
		6価クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE DEHP、BBP、DBP、DIBP	1000ppm未満		
	REACH規則	SVHC(高懸念物質)	1000ppm未満	ICPデータまたは非含有証明書、 不使用証明書	
鍍金	RoHS指令	カドミウム	100ppm未満	ICPデータ、非含有証明書、 不使用証明書	
		6価クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE DEHP、BBP、DBP、DIBP	1000ppm未満		
	REACH規則	SVHC(高懸念物質)	1000ppm未満	ICPデータまたは非含有証明書、 不使用証明書	
樹脂材料	RoHS指令	カドミウム	100ppm未満	ICPデータ、非含有証明書、 不使用証明書	
		6価クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE DEHP、BBP、DBP、DIBP	1000ppm未満		
	REACH規則	SVHC(高懸念物質)	1000ppm未満	ICPデータまたは非含有証明書、 不使用証明書	

★油脂(機械油、潤滑油)

用途	対応基準	非含有物質	基準値	エビデンス	備考
機械油 潤滑油 防錆油 洗浄油 スプレーオイル 離型剤など	RoHS指令	カドミウム	100ppm未満	ICPデータ、非含有証明書、 不使用証明書	①ICPデータ取得時は認定検査機関の データとする。 ②自社でデータ取得する以外は、 材料メーカーのデータ取得とする。
		6価クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE DEHP、BBP、DBP、DIBP	1000ppm未満		
	REACH規則	SVHC(高懸念物質)	1000ppm未満	ICPデータまたは非含有証明書、 不使用証明書	

★副資材

種類	対応基準	非含有物質	基準値	エビデンス	備考
ダンボール PE袋 緩衝材 トレー 粘着テープ など	RoHS指令	カドミウム	100ppm未満	ICPデータ、非含有証明書、 不使用証明書	①ICPデータ取得時は認定検査機関の データとする。 ②自社でデータ取得する以外は、 材料メーカーのデータ取得とする。
		6価クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE DEHP、BBP、DBP、DIBP	1000ppm未満		
	REACH規則	SVHC(高懸念物質)	1000ppm未満	ICPデータまたは非含有証明書、 不使用証明書	